

不祥事根絶のための校内ルール

神栖高校では下記のとおり校内ルールを策定し、生徒や職員の安全な学習環境・職場環境を構築し不祥事が生じないような意識の徹底を図ります。

【生徒の個別指導に関すること】

- ・基本的に複数人で対応する。やむを得ない場合には、入り口の扉を開けておく、または廊下から見える状況等開放的な環境の中で対応する。〔わいせつ行為防止・体罰防止〕
- ・セクハラ、パワハラ等につながらないような対応を心掛ける。〔わいせつ行為防止・体罰防止〕
- ・基本的にスマートフォン等撮影機能を持つ個人所有の記録媒体は職員室外に持ち出さない。校内での写真等の撮影は、校内で管理している記録媒体（タブレット等）で行う。〔わいせつ行為防止〕
- ・生徒および保護者との私的な電話、メール、LINE等をしない。〔わいせつ行為防止〕
- ・教室や教科等準備室には不要なものは置かず、整理整頓を心掛ける。〔わいせつ行為防止〕
- ・感情的にならず、丁寧な言葉で対応する。〔体罰防止〕

【個人情報の取扱い等に関すること】

- ・基本的に個人情報は校外に持ち出しをしない。やむを得ない場合は、事前に帯出可能文書等管理簿に記載し管理職の承認を得た上で持ち出す。持ち出しの方法は、一時的に教育情報ネットワーク内の個人ドライブを利用する。
- ・個人情報に関するデータは校内サーバーで管理をし、職員が使用するパソコン内には保存しない。
- ・複数の宛先にメールを送る場合は、BCCにより行う。また、送信前に複数名で送信アドレスおよび内容の確認をする。
- ・生徒の個人情報を机上に置いた状態、またはPC上で生徒の個人情報の画面を開いた状態で離席しない。
- ・机上是常に整理整頓しておく。

【交通に関すること】

- ・緊急を要する業務以外では、生徒は自家用車に同乗させない。緊急時は、管理職に許可を取ったうえで生徒の同乗を可とする。
- ・飲酒する場合は車を運転しない。車を運転する人には飲酒を勧めない。
- ・交通法規を遵守し、交通違反のない安全運転を心掛ける。
- ・日常的に時間に余裕を持った行動を心掛け、交通事故防止を図る。万一、事故を起こしてしまった場合、相手に対して誠意ある対応を取るとともに管理職に速やかに報告する。

以下は本校の校内ルールには入れない。

【4】 校内の環境整備に関すること

- ・校内の物品を整理し、破損した箇所はすぐに修繕を行う等、校内の環境整備に努める。

日々の清掃時以外にも、複数の担当者により、教室等の安全点検を定期的に行う。

【5】 校内外の相談・連絡体制に関すること

- ・教職員や生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・校外の相談窓口（茨城県 HP 「青少年と保護者のための相談窓口一覧」）を案内する。
- ・生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や地域の機関等と連携を行う。

【6】 生徒・教職員の防犯意識の向上に関すること

生徒が自分の身を守る力を身に付けることができるように、様々な機会を捉えて防犯教育を実施する。

教職員に対し、「One IBARAKI」等を活用した研修を実施する。

教職員は、年に1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して、自己点検を行う。